

退職互助事業のしおり

厚生会の退職互助事業では「医療給付金事業」で退職後の10年間※、保険診療による医療費の自己負担分をカバーするほか、「給付事業」「厚生事業」で退職後の健康・生きがいの充実をサポートしています。

この度、あなた様の「医療給付金事業」の給付期間が開始することになりましたので、事業の詳細についてご案内いたします。

※60歳未満で退職した場合は60歳から70歳までの10年間

※配偶者加入者は60歳から70歳までの10年間

送付書類

(1) 退職互助事業からのお知らせ

(2) 退職互助事業のしおり（当冊子）

(3) 各種様式

- ・『療養給付金請求書』
- ・『退職互助給付金送金口座登録届』
- ・『入院見舞金・人間ドック等利用助成金請求書』
- ・『障害見舞金請求書』
- ・『死亡弔慰金兼死亡弔慰金付加金請求書』『同意書』
- ・『異動届』

一般財団法人 **京都市市町村職員厚生会**

〒602-8048 京都市上京区西洞院通下立売上ル
京都府自治会館3F

TEL 075(411)0081

FAX 075(411)0085

ホームページ <http://www.kyoto-koseikai.or.jp>



退職互助事業の事業内容

1 医療給付金事業 [退職会員、その配偶者加入者が対象]

(1)「給付開始日」から「給付終了日」までの期間が対象となる給付

※「給付開始日」「給付終了日」は同封の『退職互助事業からのお知らせ』でご確認ください。

給付の名称	給付内容
療養給付金	医療費がかかったとき、保険診療費の自己負担分が 72,300 円を上限に給付されます。 *請求 1 件につき 1000 円の基礎控除があります（院外処方による調剤は除く）。
入院見舞金	10 日以上入院したとき、年度 1 回、5,000 円が給付されます。
人間ドック等利用助成金	人間ドック等、各種検診を受けたとき、年度 1 回、自己負担費用の 30%（15,000 円を上限）が助成されます。
死亡弔慰金付加金	医療給付金事業の給付期間中に死亡した場合に給付されます。 【給付額】 ①払込済み拠出金合計額×1/2×（10 年－経過年数）×1/10 *経過年数は 7 月未満は 2 分の 1 年、7 月以上 12 月未満は 1 年とします。 ②給付開始前に死亡した場合は、払込済み拠出金合計額の 2 分の 1
障害見舞金	医療給付金事業の給付期間中に身体等の障害で保険診療の自己負担分の全額が公費補填されることとなった場合に給付されます。給付を受けた場合、「療養給付金」「死亡弔慰金付加金」の請求権はなくなりますが、「入院見舞金」「人間ドック等利用助成金」は引き続き請求できます。 【給付額】 死亡弔慰金付加金に同じ

2 給付事業 [退職会員のみ対象]

給付の名称	給付内容	請求
死亡弔慰金	会員が死亡した場合、10,000円が給付されます。	要
長寿祝金	会員が古希、喜寿、米寿を迎えたときに給付されます。 古希（70歳）・喜寿（77歳） 5,000円 米寿（88歳）10,000円 *数え年でのお祝いとなります。	不要

3 厚生事業 [退職会員のみ対象]

(1) 文化・スポーツ行事

[厚生会が実施するもの]

退職会員交流のつどい、グラウンドゴルフ大会

[支部ごとに実施するもの]

親睦旅行、グラウンドゴルフ大会、ウォーキングなど

退職会員は退職時の所属所により、次のいずれかの支部に所属することになります。

支部	退職時の所属所
京都・乙訓	向日市 大山崎町 広域連合 乙訓環境 乙訓福祉 乙訓消防 議員公災 会館管理組合 退手組合 住宅貸付組合 市町村共済組合 町村会 議長会 京都自治労連 厚生会
城陽・久世	城陽市 久御山町
綴喜	八幡市 京田辺市 井手町 宇治田原町 城南衛生
相楽	木津川市 笠置町 和東町 精華町 南山城村 相楽東部広域連合 相楽西部塵埃 山城病院 相楽事務組合 相楽消防
船井・北桑	南丹市 京丹波町 旧京北町 船井衛生 南丹病院 京中消防
天田・加佐	旧三和町 旧夜久野町 旧大江町
与謝	伊根町 与謝野町 与宮中学組合
丹後	京丹後市

(2) 退職会員版れんぼう

年度2回発行し、ご自宅に郵送いたします。

(3) 特約契約

退職会員証の提示（12ページ参照）により、厚生会が契約しているホテル、温泉、レジャー等の割引やサービスを受けることができます。

*「特約契約一覧」は厚生会ホームページに掲載しています。

各種手続き

1 給付金の請求

(1) 給付金の請求

次のいずれかで請求してください。 *請求手続きの詳細は5ページ～

- ① 所定の様式を郵送
- ② 厚生会ホームページからオンライン請求

(2) 請求期限

受診日(事由発生日)から1年以内に当会に必着となるよう請求してください。

当会で受け付けた時点で1年を経過した請求は、給付の対象になりません。

***郵送で請求する場合、土日祝日・年末年始は受け付けできません。余裕をもって請求してください。**

(3) 請求の受付および給付日

給付の名称	受付期間	給付日	オンライン 請求の可否
療養給付金	1月11日～4月10日	5月末日	○
	4月11日～7月10日	8月末日	
	7月11日～10月10日	11月末日	
	10月11日～1月10日	2月末日	
入院見舞金	毎月10日	翌月末日	○
人間ドック等利用助成金			○
障害見舞金			○
死亡弔慰金			×
死亡弔慰金付加金			×
長寿祝金	請求不要	毎年2月末	

***給付日が土日祝日の場合、前営業日とします。**

(4) 遺族の請求

- ・「死亡弔慰金」など死亡にともなう請求は、遺族が請求してください。
- ・請求にあたっては死亡事実が確認できるもの(コピー可)を添付してください。
(例) 会礼状、死亡届、死亡診断書、戸籍謄本、葬儀社発行の葬儀証明書等
- ・給付を受ける遺族の順位は、次のとおりです。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

- ・同順位の遺族が2人以上ある場合は、受取人となる代表者を定め、代表者以外の者の同意を明示した「同意書」の提出が必要となります。

2 送金口座の登録

給付金は指定の口座に送金いたします。『退職互助給付金送金口座登録届』を速やかにご提出ください。

- * 登録者ご本人名義の口座をご記入ください。
- * 送金口座はできるだけ京都銀行をご登録ください。
- * 60歳よりも早くに退職し、すでに『退職互助給付金送金口座登録届』を提出している方で口座に変更がない場合は、提出は不要です。

3 届出内容の変更

住所や連絡先、送金口座を変更する場合は『異動届』を提出してください。

療養給付金の請求

1 療養給付金について

(1) 給付を受けるには

- ①厚生会へ「療養給付金請求書」を郵送
- ②厚生会ホームページからオンライン請求

(2) こんなときに請求できます

病気やけがをして医療機関で保険診療を受けたときに請求できます。

保険診療の自己負担額が給付の対象となります。

(3) 給付の対象にならないもの

保険適用されない費用（差額ベッド代、文書料、予防接種など）や入院時の食事負担は給付の対象になりません。

(4) 給付額

1ヶ月1医療機関での自己負担額が 1,000円を超えたとき、

72,300円を上限に給付されます（1,000円以下は給付対象外）。

ただし、院外処方せんにより調剤薬局で受けた 調剤は1,000円以下も給付の対象です。

(5) 高額療養費など公的な払い戻しがあるとき

払い戻しの額を除いた最終的な自己負担額に対し給付されます。

※給付後、公的な払い戻しが含まれていることが判明した場合、その相当分は返還していただきます。

2 請求書の作成について

(1) 作成の手順

次の手順に従って領収書を整理し、請求書を作成してください。

【ステップ1】領収書を「月ごと」に分ける

【ステップ2】月ごとに分かれた領収書を「医療機関ごと」に分ける

・調剤薬局で受けた「調剤」は、処方せんを交付した医療機関の「診療」と合算してください。

【ステップ3】月ごと医療機関ごとに分かれた領収書を「入院」と「外来」に分ける

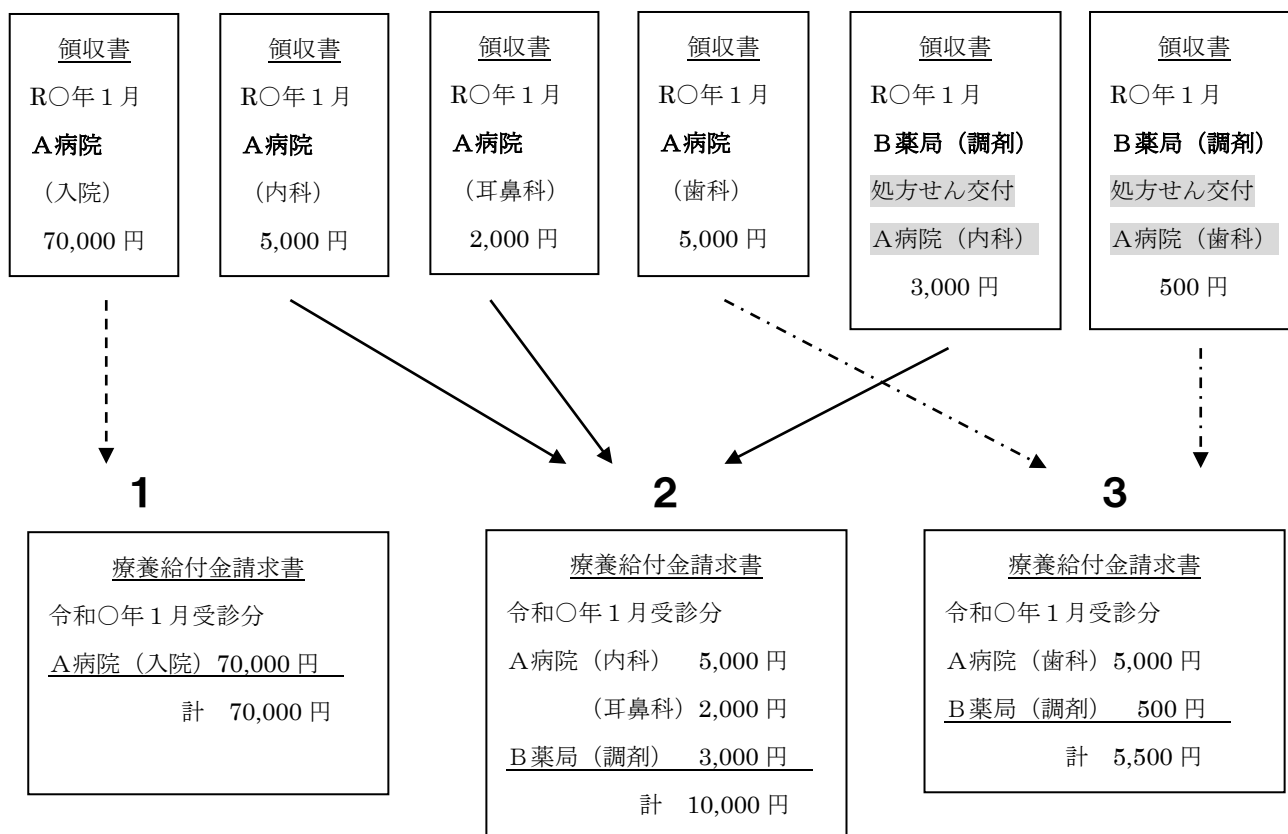
【ステップ4】外来をさらに「医科※」と「歯科」に分ける

※医科とは：内科や外科など、歯科以外の診療科の総称

*途中で加入健康保険が変わったとき、同月・同医療機関であってもご加入の健康保険ごとに作成してください。

*受診月の翌月以降に提出するようにしてください。

＜請求書作成例＞ 手順に従って6枚の領収書を整理すると請求書の作成は3枚になります。



■郵送の場合<領収書の添付のしかた>

ホチキス・クリップ止めする場合

A4サイズの領収書

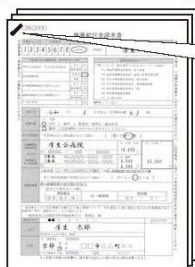


そのまま
使用

A4サイズ以外の領収書



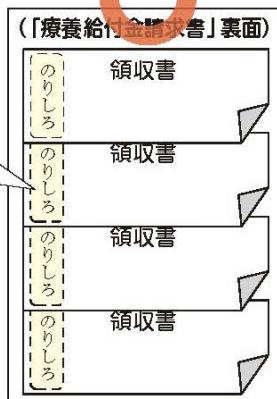
「A4サイズにコピー」
もしくは
「A4の紙にのり付け」



ホチキスまたは
クリップで
一カ所で留めて
ください。

のり付けする場合

左側をのりしろ
にして貼って
ください。



整骨院等の領収書は保険外も含まれている場合がありますので、内訳の記載を医療機関
にお願いしてください。

【内訳例】

①一部負担金	1,850円
②保険外	1,650円
合計金額(①+②)	3,500円

領 収 書
厚生 太郎 様
¥3,500-
但 5月分 治療費として
上記の金額、領収いたしました
A鍼灸整骨院

(2) 必要な添付書類

①医療機関が発行する領収書（コピー可）

- ・領収書には、受診者氏名・受診年月日・領収金額が明記されている必要があります。

※領収金額は、「保険適用と保険適用外の内訳」または「保険点数」のいずれかが明記されていることを必ずご確認ください。明記されていない場合、療養給付金の算定が出来ませんので、お手数ですが医療機関に記入をお願いしてください。

※提出後の領収書は返却いたしません。

②各種受給者証の写し（お持ちの場合のみ）

「福祉医療費受給者証」（老人医療）や「自立支援医療受給者証」等の医療費が助成される「受給者証」をお持ちの場合

- * 当会への請求、または受給者証の更新ごとに添付してください。

(3) 自己負担限度額の確認

次の①または②のいずれかに該当する場合、ご自身の高額療養費における自己負担限度額（P.9「3 高額療養費について」参照）を確認してください。

①請求書1枚の自己負担額が21,000円以上の場合

【表1】の所得区分のいずれに該当するか確認してください。

- * 福祉医療費受給者証（老人医療）をお持ちの方、70歳以上の方は記入不要です。

②福祉医療費受給者証（老人医療）をお持ちの方、70歳以上の方

【表2】の所得区分のいずれに該当するか確認してください。

【補装具費用の請求について】

- ・義肢やコルセットなど補装具（損なわれた身体機能を補うための用具）にかかる費用も給付の対象になります。
- ・ただし、健康保険から補装具への支給を受けたものに限り、最終的な自己負担分が療養給付金の対象となります。

※請求書の診療内容は、「1 医科」に○印を、

医療機関名は、装具購入先（例：□□□義肢など）を記入してください。

<請求時の添付書類>

- ・装具を購入したときの領収書
- ・医師の意見書
- ・加入健康保険からの支給決定通知書（コピー可）

3 高額療養費について

(1) 高額療養費とは（概要）

同一月（1日から月末まで）にかかった保険診療の自己負担額が高額になったとき、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が健康保険から払い戻される公的制度です。

(2) こんなときは高額療養費に該当します

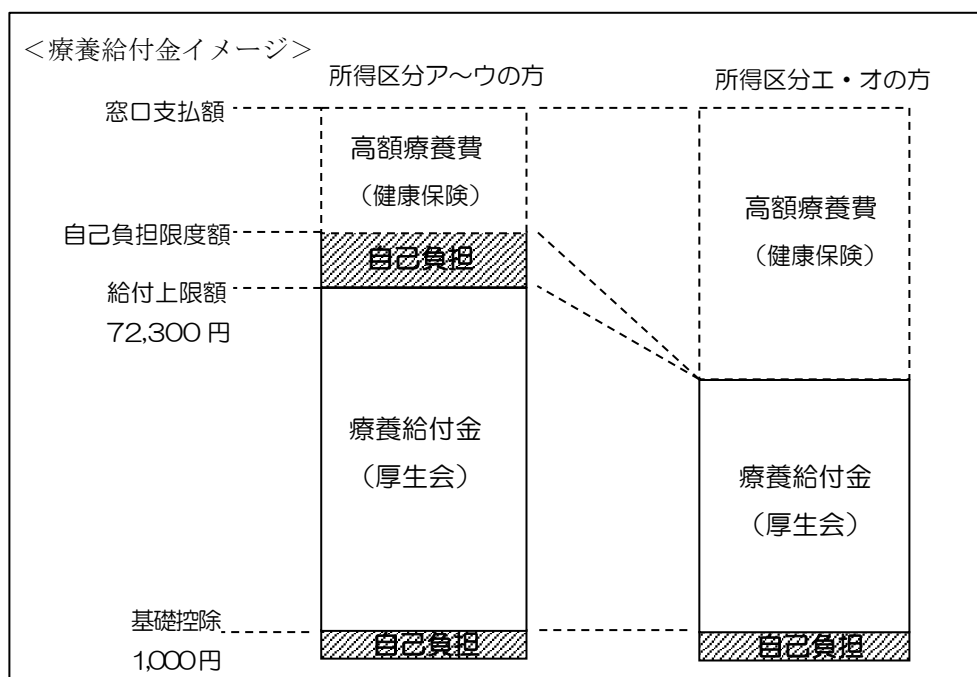
同一月に複数の医療機関にかかった場合（同じ医療機関であっても、入院と外来、内科と歯科はそれぞれを一つの医療機関とします）、一つの医療機関での自己負担額が21,000円以上あるものはすべて合算して、10ページ【表1】の自己負担限度額を超えた分がご加入の健康保険から払い戻されます。

※福祉医療費受給者証（老人医療）をお持ちの方、70歳以上の方は、同一月に受診したすべての自己負担額を合算して、10ページ【表2】の自己負担限度額を超えた分が、払い戻されます。

(3) 自己負担限度額は所得などにより異なります

- ・ご自身の自己負担限度額は『限度額適用認定証※』あるいは『限度額適用・標準負担額減額認定証※』でご確認ください。
- ・上記認定証をお持ちでない場合は、ご加入の健康保険（老人医療該当者はお住まいの市町村）にお問合せください。
- ・高額療養費の申請方法や制度の詳細はご加入の健康保険（老人医療該当者はお住まいの市町村）にお問い合わせください。

※ご加入の健康保険等で「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をすると交付され、医療機関の窓口で健康保険証と共に提示すると、支払いが自己負担限度額まで済みます。



高額療養費における自己負担限度額と療養給付金の上限額

- 当会へご請求の際は、受診当時の所得区分を記入してください。
- 下記の療養給付金の上限額から 1,000 円を控除した金額が給付されます。

【表 1】 70 歳未満（老人医療制度に該当しない方）

所得区分	自己負担限度額 【多数該当】※1	療養給付金の 上限額
区分ア	252,600 円 + (総医療費—842,000 円) × 1% 【140,100 円】	72,300 円
区分イ	167,400 円 + (総医療費—558,000 円) × 1% 【93,000 円】	【72,300 円】
区分ウ	80,100 円 + (総医療費—267,000 円) × 1% 【44,400 円】	72,300 円 【44,400 円】
区分エ	57,600 円 【44,400 円】	57,600 円 【44,400 円】
区分オ	35,400 円 【24,600 円】	35,400 円 【24,600 円】

【表 2】 福祉医療費受給者証（老人医療）をお持ちの方、70 歳以上の方

所得区分			自己負担限度額 【多数該当】※1		療養給付金の 上限額	
			外来	外来+入院	外来	外来+入院
現役並み所得者 (窓口負担割合 3割)	課税所得 690 万円以上	Ⅲ	252,600 円 + (総医療費—842,000 円) × 1% 【140,100 円】		72,300 円 【72,300 円】	
	380 万円以上	Ⅱ	167,400 円 + (総医療費—558,000 円) × 1% 【93,000 円】			
	145 万円以上	Ⅰ	80,100 円 + (総医療費—267,000 円) × 1% 【44,400 円】		72,300 円 【44,400 円】	
一般所得者 (課税所得 145 万円未満等)			18,000 円 (144,000 円 ※ 2)	57,600 円 【44,400 円】	18,000 円 (144,000 円)	57,600 円 【44,400 円】
住民税 非課税世帯	Ⅱ		8,000 円	24,600 円	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ			15,000 円		15,000 円

※ 1 【多数該当】 高額療養費として払い戻しを受けた月数が 1 年間（直近 12 ヶ月間）で 3 月以上あったときは、4 月目（4 回目）から自己負担限度額が【 】内の額に引き下げられます。

※ 2 年間（8 月から翌 7 月まで）の外来の自己負担限度額が 144,000 円です。

請求書の記入例

退職互助事業

療養給付金請求書

※必要書類（領収書など）は裏面に添付してください。

所属所コード	会員番号	本配区分	受診者氏名
1 2 3 4 5 6 7 8	会員本人 ・ 配偶者		厚生 太郎

受診時の加入健康保険（該当番号に○印）	
市町村共済組合・公立学校共済組合	本人 131 被扶養者 132
国民健康保険	世帯主 311 家族 312
全国健康保険協会[協会けんぽ]	本人 431 被扶養者 432
健康保険組合[各企業健保など]	本人 501 被扶養者 502
その他	801

各種受給者証について
<input type="checkbox"/> 持っている（該当番号に○印を付け、コピーを添付）
701 福祉医療費受給者証：老人医療
702 福祉医療費受給者証：重度心身障害者医療
703 自立支援医療受給者証：更生医療
704 自立支援医療受給者証：精神通院医療
705 特定医療費（指定難病）受給者証
706 特定疾病療養受療証
707 その他
<input checked="" type="checkbox"/> 持っていない

受診年月 ● 年 3 月 受診分（受診時年齢： 63 歳）

診察内容
 入院
 1 医科 2 歯科 4 整骨院・接骨院・鍼灸院等
 3 調剤（上記診療時に交付された処方せんによるもの）

調剤薬局が2件以上ある場合もこちらに記入してください。

医療機関	A病院	(A) 自己負担額	計 (A+B)
	TEL ○○○○ - ○○ - ○○○○	18,000 円	25,500 円
調剤薬局	B薬局 TEL ○○○○-○○-○○○○	(B) 自己負担額	
	C薬局 TEL ○○○○-○○-○○○○	5,000 円	
	TEL - -	2,500 円	

高額療養費
 上記の計 (A+B) が21,000円以上の場合
 自己負担限度額の所得区分を○で囲む・・・【ア・イ・**ウ**・エ・オ】
 福祉医療費受給者証(老人医療)をお持ちの場合、または70歳以上の方
 該当する所得区分を○で囲む

現役並み	③ 一般所得	低所得
⑥ III ⑤ II ④ I		② II ① I

請求書ならびに添付書類に記載された個人情報について、支払事務に必要な範囲で厚生会が医療機関や加入保険等へ照会・確認を行うことに同意します。
 一般財団法人京都市市町村職員厚生会 理事長 様

請求年月日	● 年 ● 月 ● 日	受付日付印
氏名	厚生 太郎	
住所	〒○○○ - ○○○○ 京都 都 道 府 県 ○○市△△町××	
	日中の連絡先 TEL ○○○○ - ○○ - ○○○○	

*上記個人情報の同意欄は、請求書が2枚以上の場合2枚目以降は省略できます。

※記入上の注意は、『退職互助事業のしおり』でお確かめください。入院見舞金、人間ドック等利用助成金は所定の様式で請求してください。

マイページのご案内

まずはマイページにログインしてください

所属所コード、会員番号はれんぼうを挟んでいる緑の表紙の氏名の右下の数字です（ハイフンの左が所属所コード、ハイフンの右が会員番号）。

■厚生会ホームページの退職会員ページからログイン



ここからログインできます。

京都市町村職員厚生会 マイページ

退職者ログイン

所属所コード
所属所番号

会員番号

本配区分
-- 選択してください --

パスワード
初期パスワードは会員の生年月日8ケタ

ログイン

パスワードの初期設定は生年月日（西暦8桁の数字）です。
ログイン後、パスワードは変更できます。

ここから次の4つの請求ができます。

- ①療養給付金
- ②人間ドック等利用助成金
- ③入院見舞金
- ④障害見舞金

退職互助送金通知
2023年8月

給付金項目名	件数	金額
人間ドック 令和04年度分	1	11,700円
療養給付 令和05年01月 3件	1	10,000円
療養給付 令和05年02月 4件	1	15,000円
療養給付 令和05年03月	4	15,000円
合計		51,700円

退職互助事業にかかる各種給付の内容が確認できます。



この画面を提示して厚生会が契約しているホテル、温泉、レジャー等の施設や業者サービスを割引で利用できます。（従来の会員証も利用はできません。）

割引で利用できる施設やサービスは、厚生会ホームページの退職会員ページのお役立ち情報から「特約契約施設一覧」をご覧ください。
※ユーザー名 koseikai パスワード kyoto の入力が必要

■オンライン請求の場合

療養給付金請求ページ

※月ごと医療機関ごとに入力してください。

所属コード*	123	+	会員番号*	4567	+	加入区分*	<input type="radio"/> 会員本人 <input type="radio"/> 配偶者
受診者氏名*	厚生太郎		受診者連絡先(TEL) *ハイフン(-)は不要です*	0754110081			

診療内容

診療内容(医療)

0 入院 1 内科 2 歯科 4 整骨院・接骨院・鍼灸院等

医療機関名 医療機関TEL *ハイフン(-)は不要です (A)自己負担額(円)

診療内容のいずれかに✓をし、
受診した医療機関の情報を入力
してください。

診療内容(調剤)

3 調剤(医療機関で交付された処方せんによるもの)

調剤薬局名 調剤薬局TEL *ハイフン(-)は不要です (B)自己負担額(円)

院外で受け取った薬がある場合
は、診療内容の調剤に✓をし、
調剤薬局の情報を入力してくだ
さい。

領収書の画像を添付してください*

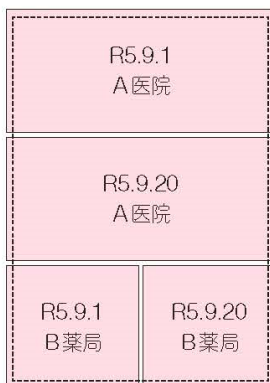


撮影もしくはスキャンした領収書を添付してください。
※複数枚添付可。合計10MBまで。

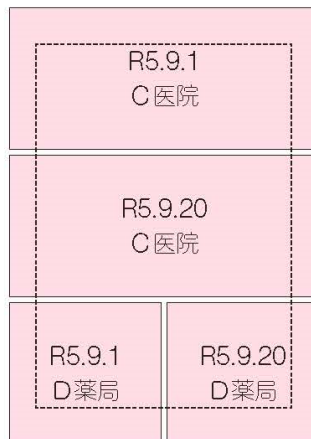
【領収書を撮影・スキャンするときのお願い】

- 領収書がA4用紙1枚に納まる量を目安に、撮影もしくはスキャンしてください

多少はみ出る程度ならOK



大きなみ出しはNG



2枚に分け
てください

